破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５３号
鹿児島県薩摩郡さつま町永野1000番地８、前住所東京都世田谷区弦巻４丁目18番10号　ハイシティ桜新町103
破産者　坂元　紀之
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
鹿児島県鹿屋市輝北町市成2694番地　高尾団地15号
破産者　明神　　剛
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１０６４号
札幌市白石区南郷通７丁目南６番17―301号
破産者　薄井　和也
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４号
山形県米沢市金池１丁目５番12号
破産者　中島　一則
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第３８号
福島県双葉郡広野町大字上北迫字関山12　株式会社安藤・間　関山寮Ａ217、住民票上の住所東京都江戸川区大杉４丁目24番３号　レオネクストＭＡＰＬＥ103
破産者　小嶋　好行
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第５８号
新潟県三条市井栗１丁目16番32号
破産者　會田　羊一
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第６０号
富山県砺波市坪内133番地３
破産者　イーストモーターこと　東　　与春
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１３号
静岡県賀茂郡河津町谷津334番地の11
破産者　村田　久江
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１８９１号
愛知県あま市新居屋小舟戸28番地　第一コーポ村上　103号、従前の住所名古屋市中村区城屋敷町２丁目60番地　四季の里　３番館102号
破産者　市川　誠一
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３８号
愛知県北名古屋市中之郷南166、開始決定時の住所名古屋市東区葵１丁目17―14　エルブ葵310
破産者　ボディーショップマスダこと　増田　和雄
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８８号
タイ国バンコク都ワントンラン区ワントンラン町ラムカムヘン路　43／１小路　ルンピニコンドータウン　ボンディンデチャーラムカムヘン　Ｄ棟３Ｆ　128／80号室、住民票上の住所名古屋市西区中沼町161番地の１
破産者　高見　弘昭
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９４号
名古屋市港区稲永４丁目７番３―404号　東稲永荘
破産者　浦里　英明
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０６号
名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘１棟704号、住民票上の住所名古屋市西区城町258番地
破産者　森　　充啓
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９３号
愛知県東海市名和町北三ケ月36番地の３　プロニティ三ケ月（101号）
破産者　櫻井　亮佑
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２０５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字冨士76番地
破産者　阿部　龍男
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７１号
大阪府羽曳野市伊賀３丁目12番２号、前住所大阪府羽曳野市はびきの５丁目23番21号
破産者　久米　淑美（旧姓栖間）
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
大阪府羽曳野市古市７丁目７―18、住民票上の住所堺市堺区材木町東４丁２番３号
破産者　高山　弘明（旧姓冨永）
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係